

正 誤 表

「健康・栄養科学シリーズ 社会・環境と健康 2024-2025（第1刷）」

下記の箇所に誤りがございました。謹んでお詫びし訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
54	練習問題 2-A (1) ~ (4)	右に差し替え	(1)主体と環境との相互作用の系である主体-環境系とは、生物とそれをとりまく無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことである。 (2)人類の社会が持続可能であるためには、豊かな生物相との共存が必要である。 (3)2018年に策定された第5次環境基本計画では、2015年の国連サミットの17の持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の考え方が活用されている。 (4)公害対策基本法は環境基本法にもとに、自然環境保全法や地球環境問題への取り組みなどを組み入れて制定された。
同	練習問題 2-B 問題文	2-B. 地球環境の変化と健康影響について、…	2-B. <u>環境汚染</u> と健康影響について、…
同	同 (1) ~ (4)	右に差し替え	(1)大気汚染について、光化学オキシダントの環境基準の達成率はほぼ100%である。 (2)水質汚濁について、水中の有機物が多い場合、生物化学的酸素要求量は低い値となるが、化学的酸素要求量は高い値を示す。 (3)典型的な公害は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の3つである。 (4)公害の発生を防止する公害対策基本法は制定されているが、公害に係る健康被害の救済に関する法律は制定されていない。
67	表 3-4 下部注	2) 年齢調整死亡率は、平成27年モデル人口で算出している。	削除
69	1行目	770.759人	770,759人
同	↑14~12 行目	一方、死産率〔死産/（出生+死産）, …と比べるとわずかに上昇している。	また、死産率〔死産/（出生+死産）, 出産千対〕も低い数値を推移している〔2022（令和4）年19.3〕。
74	2行目	504,934 (4.1)	504,930 (4.1)
76	図 3-12, 図中解説 2行目	なる年齢寿命中位数については、	なる年齢、 <u>寿命</u> 中位数については、
95	↑4行目, 致命率の式の分母	その疾病に罹患した期間	その疾病に罹患した <u>患者数</u> （特定の期間）
106	図 4-9	相対危険 = (10/10万) ÷ (490/900万)	相対危険 = (10/10万) ÷ (490/ <u>990</u> 万)

	同上	= (10/490) ÷ (10万/900万)	= (10/490) ÷ (10万/990万)
	同上	= (10/490) ÷ (10/900)	= (10/490) ÷ (10/990)
165	4～7行目	防煙とは、…課題となっている。	20歳未満の者の健康を守るために 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 が制定されている注1)*。健康日本21(第三次)では20歳未満の者の喫煙をなくすことを目標にしており、20歳未満の者へのたばこの販売を禁止(FCTC)、20歳未満の者への健康教育が重要な課題となっている。 *注1)二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律:成年年齢の18歳への引き下げの民法改正施行(2022年4月1日)により題名を「未成年者喫煙禁止法」[1900(明治33)年, 2000, 2001年(平成12, 13年)改正]から改正された。20歳未満の者の喫煙禁止とたばこの販売行為の禁止, 罰金の最高額50万円, 販売者は20歳未満の者への喫煙防止に資するために年齢の確認その他必要な措置を講じるものとされている。
同	20～24行目	「未成年者…された。」	割愛
170	2～4行目	未成年者の飲酒は…禁止されている*。	20歳未満の者の飲酒はアルコール依存症のリスクが高く、 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 によって禁止されている注2)*。 *注2)二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律:成年年齢の18歳への引き下げの民法改正施行(2022年4月1日)により題名を「未成年者飲酒禁止法」[1922(大正11)年, 1999～2001(平成11～13)年改正]から改正された。罰則として、①20歳未満の者自身が飲酒することを知りながら、酒類を販売・供与した営業者に対して、50万円以下の罰金を科す。②20歳未満の者の飲酒を知って制止しなかった親権者や監督代行者に対して、科料を科す、と定められている。
同	↑1行目	アルコール健康障害対策推進基本計画	アルコール健康障害対策推進基本計画 [2021(令和3)年改正:第2期]
171	表5-14		下記 <u>A</u> に差し替え
同	4行目	アルコール健康障害対策推進基本計画	アルコール健康障害対策推進基本計画 (第2期)
264	練習問題 7-C(設問部分)	(1)2019(令和元)年度の国民医療費の国民所得に対する比は、3%台である。 (2)2019(令和元)年度の傷病分類別医療費は、「循環器系の疾患」の割合が最も大きい。	(1)2020(令和2)年度の国民医療費の国内総生産に対する比は、3%台である。 (2)2020(令和2)年度の傷病分類別医療費は、「循環器系の疾患」の割合が最も大きい
271	表8-3 11, 12行目	10 保健 12 エイズ, 結核, 性病, 伝染病	10 <u>精神保健</u> 12 <u>感染症</u>
305	13, 14行目	(6) 特定保健指導で最も強力な支援は、「動機付け支援」である。 (7) 市町村国保では、「KDBシステム」を活用して、事業評価を行う。	(6) <u>標準的な質問票の項目に、行動変容ステージが含まれる。</u> (7) <u>特定保健指導で最も強力な支援は、「動機付け支援」である。</u> (8) <u>市町村国保では、「KDBシステム」を活用して、事業評価を行う。</u>

321	練習問題 見出し	11-A	11-A,B
同	同	11-B,C 介護保険制度について	11-C,D 介護保険制度, 介護施設・居住系サービスについて
390	右段, 22 行目	(BOC)	(BOD)
同	右段, 27 行目	(4) ○ [… (BOC)]	(4) × [… (BOD)]
同	右段, 33 行目	残業	残業
同	右段, ↑16 行目	(5) × (被曝を上回る便益のため, 容認している) .	(5) ○
391	右段, ↑15 行目	「身体活動基準 2024」	「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」
391	右段, ↑4~3 行 目	(4) ○	(4) ×
392	右段, ↑21 行目	2020 年年度	2020 年度

[A]

表 5-14 アルコール健康障害対策推進基本計画(第 2 期)の骨子と重点課題

<p>① アルコール健康障害対策(第 1 期)の評価</p> <p>a. 第 1 期では, 20 歳未満及び妊娠中の飲酒率の低下が図られた.</p> <p>b. アルコール健康障害に対する医療・相談体制の整備など基盤づくりがなされた.</p> <p>c. 多量飲酒者の割合の減少, 20 歳未満の者及び妊娠中の飲酒をなくすという目標は達成されていない.</p> <p>② 教育の振興, アルコール依存症の正しい理解</p> <p>③ 早期介入への取組</p> <p>健康診断や保健指導においてアルコール健康障害を早期発見するために必要となる知識やアルコール健康障害に早期に介入するための手法(「標準的な健診・保健指導プログラム」(2018(平成 20) 年))によるアルコール使用障害スクリーニング, ブリーフインターベンション及び専門医療機関への受診推奨の実施等)の普及を図る.</p> <p>④ 地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備, 専門医療機関等との連携の強化</p>
--

2024 年 8 月 20 日
株式会社南江堂